

なるほど
法律NAVI

連載企画

交通事故に関する損害賠償請求について

第1弾 『事故に遭遇した場合』

■まずは警察に通報し、事故証明書の発行手続きを行ってください。当事者同士で勝手に物損扱いにするとか、人身扱いにするとといった話し合いをすることは望ましくありません。

その場では大丈夫だと思っても、後日、思わぬ後遺症に苦しむケースは多々あります。

また、加害者に損害賠償を請求したり、各種保険金を受領する際に、事故証明書が必要となります。

■次に、自分や家族が加入している保険会社への連絡をしてください。加害者であろうと被害者であろうと同様です。

保険会社の担当者は、事故の状況を聞き取ったうえで、最適なアドバイスをしてくれます。自らが保険に加入していない場合であっても、家族が加入している損害保険などから、一定の保険金が支払われるケースもあります。

また、交通事故について専門家に依頼したいのだけれど、費用が気になるという方についても、自身や家族が加入している保険に弁護士費用特約が付いている場合には、保険会社より弁護士費用が出ることもあります。まず

は、保険の内容を確認してください。

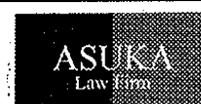
■このほか、物損にしても人身にしても、過失割合が問題となるケースがあります。言い分が食い違う場合には、警察が作成する実況見分調書などを参考にして、慎重に判断する場合があります。安易にその場で示談書などにサインをしてはいけません。ただし、謝罪をしたから不利になるということはありませんので、その点をご安心ください。

■今回は、人身事故にあった場合に、治療費や休業損害その他の損害を、保険会社はどの範囲まで支払ってくれるのかという点について連載します。



弁護士今田健太郎

事前にお電話でご予約ください。



弁護士 法人 あすか

☎(082)493-7100 <http://asuka88.jp/>

〒739-0015 東広島市西条栄町10-27 栄町ビル5階

【主な取扱業務】債務整理・一般民事・相続・交通事故・企業法務・経営再建等

【所属弁護士】福田浩・今田健太郎・上根裕章・谷脇裕子